平成30年7月3日第2回分科会資料

# 各行政分野の課題(案)及び目指すべき方向性(案)

第3分科会

【行政分野】

健康づくり

障がい者福祉

高齢者福祉

男女共同参画

その他

# 第1回分科会での審議を踏まえて事務局で整理した「各行政分野の課題(案)」及び

## その課題(案)を踏まえて事務局で整理した「目指すべき方向性(案)」の見方

| 〔行政分野:男女共同参画〕  | 各行政分野の課題(案)及び目指す   | すべき方向性(案)【第3分科会】  |   |
|--|--|---|---|
| これまでの総合計画に基づく施策の取組に関して<br>各部局から出された課題と踏まえるべき環境変化                     | 第1回分科会での御意見  | 分科会での御意見等を踏まえて<br>修正・整理した課題(案)<br>(下線部分:修正・追加箇所)  | 課題(案)から整理した<br>目指すべき方向性(案)<br>【事務局案】                        |
| 【男女共同参画】   |  |   |   |
|  | の実態も出てきている。少子化にもつながるので、PRの仕方を考える必要がある。 ⇒【男女共同を否定するものではなく、周知の仕方についてのアドバイスなので、課題には反映させない。】 | ○引き続き男女共同参画意識の醸成を進めていくとともに、職場等における男女共同参画への理解を促進し、女性の一層の社会参画を図っていく必要があります。  【市民意識調査結果(速報値)】 問13-④ 「市では、「青森市男女共同参画推進条例」を制定し、本年4月に施行しましたが、あなたは、男女共同参画の環境・意識が職場や家庭に浸透していると思いますか」 1.大いにそう思う [2.2%] 2.どちらかといえばそう思う [9.4%] 3.普通 [32.9%] 4.あまりそう思わない [40.8%] 5.全くそう思わない [13.4%] 無回答 [1.3%]  ⇒上記、課題(案)に包含  【第1回分科会での御意見を踏まえて 修正・整理した課題(案)】  ○第1回分科会での委員からの御意見を踏まえて まえて事務局において修正・整理した課題 | る、男女共同参画社会の形成を促進します。【市民                                     |
| ○後期基本計画の各施策のフォローアップで<br>整理した課題・環境変化を行政分野ごとにまと<br>めて記載しています。          | ○第1回分科会での委員からの御意見の内、課題に反映させた御意見を要約して記載してい  | I*  | 理した課題(案)を基に、事務局で整理した目指すべき方向性(案)を記載しています。 【審議②で議論していただく部分です】 |
| <ul><li>②踏まえるべき環境変化</li><li>○「青森市男女共同参画推進条例」の施行(平成30年4月1日)</li></ul> |  |   |   |

#### 〔行政分野:健康づくり〕 各行政分野の課題(案)及び目指すべき方向性(案)【第3分科会】

| これまでの総合計画に基づく施策の取組に関して<br>各部局から出された課題と踏まえるべき環境変化   | 第1回分科会での御意見  | 分科会での御意見等を踏まえて<br>修正・整理した課題(案)<br>(下線部分:修正・追加箇所)  | 課題(案)から整理した<br>目指すべき方向性(案)<br>【事務局案】   |
|--|--|---|--|
| 【健康づくり】  |  |   |  |
| ①今後の課題   |  |   |  |
| ○心身ともに健やかに生活できる社会を実現するため、市民のヘルスリテラシー(健康教養)の向上を図り、食生活や運動習慣、喫煙などの生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健診・検診の受診率向上に向けて取り組む必要があります。 ○自殺予防を含めたこころの健康づくりや、難病患者の支援を推進していく必要があります。 | の健診の受診率が低いといわれている。自営業の方、国民健康保険に加入している方の健診の受診率を高めることが、短命県返上に寄与すると考える。<br>〇介護認定を受けている方の中には、脳血管障害の方が多い。 | よる死亡率が、国や県と比較して高いことから、<br>市民のヘルスリテラシー(健康教養)の向上を図り、食生活や運動習慣、喫煙などの生活・検診の受善による生活習慣病の予防、健康診断・検事があります。<br>○自殺予防を含めたこころの健康づくりや、難病患者の支援を推進していく必要があります。 | ルスリテラシー(健康教養)の向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診断・検診の受診率向上に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。 |
| ○結核患者における65歳以上の高齢者の割合が<br>70%を超えていることから、引き続き、定期健康<br>診断の重要性を周知啓発し、受診行動につなげて<br>いく必要があります。  |  | ○結核患者における65歳以上の高齢者の割合が<br>70%を超えていることから、引き続き、定期健康<br>診断の重要性を周知啓発し、受診行動につなげて<br>いく必要があります。   | <b>【感染症対策の充実】</b><br>○感染症の予防とまん延防止対策を進めます。   |

| これまでの総合計画に基づく施策の取組に関して<br>各部局から出された課題と踏まえるべき環境変化   | 第1回分科会での御意見 | 分科会での御意見等を踏まえて<br>修正・整理した課題(案)<br>(下線部分:修正・追加箇所)                           | 課題(案)から整理した<br>目指すべき方向性(案)<br>【事務局案】 |
|--|-------------|--|--------------------------------------|
| 【健康づくり】  |             |  |                                      |
| ①今後の課題   |             |  |                                      |
| <b>サイスの森庭</b>  |             |  | 「地域に応った中」                            |
| ○夜間在宅当番医への参加医院数の減少に対応する必要があります。  |             | ○二次救急医療機関で、軽症者や初期救急患者が<br>受診している実態があり、本来果たすべき二次救<br>急医療機関としての機能に支障をきたしているこ |                                      |
| 〇二次救急医療機関で、軽症者や初期救急患者が<br>受診している実態があり、本来果たすべき二次救<br>急医療機関としての機能に支障をきたしていることから、各医療機関の機能や役割など、医療体制     |             | とから、各医療機関の機能や役割など、医療体制に関する必要な情報の発信 <u>や初期救急医療の充実に努める必要があります。</u>           |                                      |
| に関する必要な情報の発信に努める必要があります。   |             |  |                                      |
| ○施策の指標である「特定健康診査受診率」及び<br>「特定保健指導実施率」については、自主的な健<br>康意識の向上とさらなる受診勧奨などを推進しつ<br>つ、医療費の伸びの抑制に努めていく必要があり |             | ○【国保】【削除】受診率向上は上記1つ目の課題でも拾うため。また、国保財政運営主体が県に移行したため。                        |                                      |
| ます。<br>②踏まえるべき環境変化   |             |  |                                      |
| ○平成27年市区町村別生命表の公表(平成30年4   |             |  |                                      |
| 月)<br>  ○健康増進法の一部改正(受動喫煙防止対策)<br>  (平成32年4月)   |             |  |                                      |
| ○2020年の東京オリンピック、パラリンピック開催に伴う、各国のキャンプ・合宿の誘致による、<br>輸入感染症の発生のおそれ                                       |             |  |                                      |
| ○国は、おたふくかぜ、ロタウイルスについて、<br>引き続き定期予防接種化へ向け、技術的課題等の<br>整理及び検討中  |             |  |                                      |
| 日 登埋及び快討中<br>〇平成30年度から県へ国保財政運営責任主体が移<br>日 行しました。   |             |  |                                      |
|  |             |  |                                      |

## 〔行政分野:障がい者福祉〕 各行政分野の課題(案)及び目指すべき方向性(案)【第3分科会】

| これまでの総合計画に基づく施策の取組に関して<br>各部局から出された課題と踏まえるべき環境変化  | 第1回分科会での御意見   | 分科会での御意見等を踏まえて<br>修正・整理した課題(案)<br>(下線部分:修正・追加箇所)  | 課題(案)から整理した<br>目指すべき方向性(案)<br>【事務局案】 |
|---|---|---|--------------------------------------|
| 【障がい者福祉】  |   |   |                                      |
| ①今後の課題  |   |   |                                      |
| ○本市の障がい者手帳交付者数が年々増加傾向となっていることから、障がいのあるかたが、必要なサービスを安心して受けることができる環境づくりや、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができる環境づくりを進める必要があります。  | ○精神障害者は家族と一緒にいれば良いが、家族や受け皿が無い人が地域に戻ろうとしても難しく、施設に入らざるを得ない。<br>○地域社会における障がい者の受け皿が確立され | りを進めていく必要があります。<br>○本市の障がい者手帳交付者数が年々増加傾向となっていることから、障がいのあるかたが、必要なサービスを安心して受けることができる環境づくりを進めていく必要があります。   |                                      |
| ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業の法定雇用率が平成30年4月から2.2%に引き上げられ、平成33年4月までには2.3%に引き上げられることから、障がいのあるかたの雇用率を上げていく必要があります。 ○障がいのあるかたの社会参加や就労の促進を図るため、就労移行支援・就労継続支援などに取り組む必要があります。 |   | ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業の法定雇用率が、 <u>従来の2.0%から</u> 平成30年4月からは2.2%に引き上げられ、平成33年4月までには2.3%に引き上げられることから、障がいのあるかたの雇用率を上げていく必要があります。 ○障がいのあるかたの社会参加や就労の促進を図るため、就労移行支援・就労継続支援などに取り組む必要があります。 | を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づ               |
| ②踏まえるべき環境変化 ○「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」(平成29年度~) ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」における民間企業の法定雇用率の引き上げ(平成30年)(H30.4から2.2%、H33.4までに2.3%)   |   |   |                                      |

## 〔行政分野:高齢者福祉〕 各行政分野の課題(案)及び目指すべき方向性(案)【第3分科会】

| これまでの総合計画に基づく施策の取組に関して<br>各部局から出された課題と踏まえるべき環境変化  | 第1回分科会での御意見                        | 分科会での御意見等を踏まえて<br>修正・整理した課題(案)<br>(下線部分:修正・追加箇所)  | 課題(案)から整理した<br>目指すべき方向性(案)<br>【事務局案】 |
|---|------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 【高齢者福祉】   |                                    |   |                                      |
| ①今後の課題  |                                    |   |                                      |
| ○高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加<br>している中、高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた<br>地域において安心して暮らすための取り組みが必<br>要となっています。             |                                    |   | らしができるとともに、医療、介護、介護予防、               |
|   | に考えてほしい。<br>○認知症の患者がいると、家族内でけんかが起き | ○高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者 <u>のほか、介護することに不安を抱えている家族など、</u> 地域において支援が必要なかたを支えるため、地域の連携協力体制を強化していく必要があります。   |                                      |
| 〇市内全11箇所の地域包括支援センターを中心とした、「医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援」を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を加速する必要があります。               |                                    | ○市内全11箇所の地域包括支援センターを中心とした、「医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援」を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を加速する必要があります。               |                                      |
| ○高齢者が地域の中で孤立することなく生きがい<br>を持って社会参加できる環境づくりを進める必要<br>があります。  |                                    | ○高齢者が地域の中で孤立することなく生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進める必要があります。  |                                      |
| ○介護保険第1号被保険者及び要介護等認定者数が増加傾向で推移していることから、利用者が安心して介護サービスを受けることができるよう、持続可能な介護体制の構築や、サービスの適正化を図る必要があります。 |                                    | ○介護保険第1号被保険者及び要介護等認定者数が増加傾向で推移していることから、利用者が安心して介護サービスを受けることができるよう、持続可能な介護体制の構築や、サービスの適正化を図る必要があります。 | 境づくりを進めます。                           |
| ②踏まえるべき環境変化   |                                    |   |                                      |

## 〔行政分野:男女共同参画〕 各行政分野の課題(案)及び目指すべき方向性(案)【第3分科会】

| これまでの総合計画に基づく施策の取組に関して<br>各部局から出された課題と踏まえるべき環境変化  | 第1回分科会での御意見            | 分科会での御意見等を踏まえて<br>修正・整理した課題(案)<br>(下線部分:修正・追加箇所)  | 課題(案)から整理した<br>目指すべき方向性(案)<br>【事務局案】 |
|---|------------------------|---|--------------------------------------|
| 【男女共同参画】  |                        |   |                                      |
| ①今後の課題  |                        |   |                                      |
|   | 婚化の実態も出てきている。少子化にもつながる | とともに、職場等における男女共同参画への理解<br>を促進し、女性の一層の社会参画を図っていく必<br>要があります。   | きる、男女共同参画社会の形成を促進します。                |
|   |                        | 【市民意識調査結果(速報値)】 問13-④ 「市では、「青森市男女共同参画推進条例」を制定し、本年4月に施行しましたが、あなたは、男女共同参画の環境・意識が職場や家庭に浸透していると思いますか」 1.大いにそう思う [2.2%] 2.どちらかといえばそう思う [9.4%] 3.普通 [32.9%] 4.あまりそう思わない [40.8%] 5.全くそう思わない [13.4%] 無回答 [1.3%] |                                      |
| ②踏まえるべき環境変化<br>○「青森市男女共同参画推進条例」の施行(平成<br>30年4月1日) |                        |   |                                      |

〔行政分野:その他〕

#### 各行政分野の課題(案)及び目指すべき方向性(案)【第3分科会】

| これまでの総合計画に基づく施策の取組に関して<br>各部局から出された課題と踏まえるべき環境変化   | 第1回分科会での御意見   | 分科会での御意見等を踏まえて<br>修正・整理した課題(案)<br>(下線部分:修正・追加箇所)   | 課題(案)から整理した<br>目指すべき方向性(案)<br>【事務局案】  |
|--|---|--|---|
| 【その他】  |   |  |   |
| ①今後の課題   |   |  |   |
| 担い手が不足している状況であり、高齢者、障が   | 上がったが、なり手がいない状況。規定以上の年齢になっても、体力・気力があれば民生委員を継続させても良いと思う。   | ○町内会や民生委員・児童委員などの地域福祉の<br>担い手が不足している状況であり、高齢者、障が<br>い者、子どもや子育てをする人、生活困窮者な<br>ど、誰もが住み慣れた地域において安全に安心し<br>て暮らすことができるよう、地域福祉の新たな人<br>材を確保・育成していく必要があります。 | に、多様な主体と連携しながら、地域で共に支え<br>合い助け合う体制の充実を図ります。   |
| ○本市の生活保護率は、国の保護率や県の保護率<br>を大きく上回っていることから、引き続き生活困<br>窮者の経済的な自立を促すため積極的に取り組ん<br>でいく必要があります。      |   | ○本市の <u>保護率は、国や県と比較して高いことから、</u> 引き続き生活困窮者の経済的な自立を促すため積極的に取り組んでいく必要があります。  | <b>【生活困窮者の自立支援】</b><br>○生活困窮者の自立を促進します。   |
| を送ることができる環境づくりを進めていく必要   | ○障がい者に対する理解を深めるための啓発事業についてですが、「福祉読本」だけではなく、高齢者・障がい者の当事者から直接話を聞く、見せるというほうが理解は深まるので、ぜひやり方を工夫してほしい。<br>⇒【啓発の仕方のアドバイスなので、課題に反映しない。】 |  | 【ノーマライゼーション社会の形成】<br>○年齢や性別、国籍、障がいの有無に関係なく、<br>誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支<br>え合い、共に生きる社会の形成を図ります。 |
| ○戦争体験者が減少し、戦争の記憶や記録が風化<br>していく中で、戦争の悲惨さと平和の尊さを市<br>民、特に若い世代に伝えていく必要があります。                      |   | ○戦争体験者が減少し、戦争の記憶や記録が風化<br>していく中で、戦争の悲惨さと平和の尊さを市<br>民、特に若い世代に伝えていく必要があります。  | 【平和意識の醸成】<br>○戦争の悲惨さと平和の尊さを、市民、特に若い<br>世代に伝えていきます。  |
| ○事故発生件数は減少傾向ですが、高齢運転者による事故の割合は増加していることから、対策が必要です。(市内交通事故発生件数における高齢運転者の割合 H24…15.2%、H29…19.9%)  |   | ○事故発生件数は減少傾向ですが、高齢運転者による事故の割合は増加していることから、対策が必要です。(市内交通事故発生件数における高齢運転者の割合 H24…15.2%、H29…19.9%)  | 意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活  |
| ○刑法犯認知件数は減少してきているものの、犯罪の巧妙化・悪質化による被害が社会的な問題となっていることから、地域の防犯意識の高揚と、関係機関や団体と連携した防犯対策を進める必要があります。 |   | ○刑法犯認知件数は減少してきているものの、犯罪の巧妙化・悪質化による被害が社会的な問題となっていることから、地域の防犯意識の高揚と、関係機関や団体と連携した防犯対策を進める必要があります。   | 罪に関する広報活動や警戒活動等を展開し、地域<br>の防犯意識の高揚を図ります。(防犯に関する2  |
| 〇地域防犯団体の担い手不足・高齢化が進む中、<br>安全・安心な生活環境を確保していくため、多様<br>な主体の連携による地域防犯力の強化、活性化を<br>図る必要があります。       |   | ○地域防犯団体の担い手不足・高齢化が進む中、<br>安全・安心な生活環境を確保していくため、多様<br>な主体の連携による地域防犯力の強化、活性化を<br>図る必要があります。   |   |

| これまでの総合計画に基づく施策の取組に関して<br>各部局から出された課題と踏まえるべき環境変化  | 第1回分科会での御意見 | 分科会での御意見等を踏まえて<br>修正・整理した課題(案)<br>(下線部分:修正・追加箇所)                                  | 課題(案)から整理した<br>目指すべき方向性(案)<br>【事務局案】 |
|---|-------------|---|--------------------------------------|
| 【その他】   |             |   |                                      |
| ①今後の課題  |             |   |                                      |
| ○相当数の消費生活相談件数があり、ますます高度化・多様化する悪質商法などの消費生活に関するトラブルを未然に防止するため、継続的な普及啓発を展開する必要があります。   |             | ○相当数の消費生活相談件数があり、ますます高度化・多様化する悪質商法などの消費生活に関するトラブルを未然に防止するため、継続的な普及啓発を展開する必要があります。 |                                      |
| ○国民健康保険税収納率向上については、催告、<br>財産調査及び差押え、口座振替加入促進、きめ細<br>かな納付相談を行いつつ、特に電話催告、差押<br>え、口座振替の加入促進を一層強化していく必要<br>があります。   |             | ○【国保】【削除】国保財政運営主体が県に移行<br>したため  |                                      |
| ○動物愛護センターにおける本市の犬・猫など引取頭数が、年間200頭前後あることから、減少に向けて引き続き啓発していく必要があります。<br>○食品関係衛生監視を行っていますが、依然として行政処分を行う事案が発生していることから、引き続き監視・指導を行う必要があります。  |             |   |                                      |
| ②踏まえるべき環境変化 <ul><li>○平成30年10月に行われる生活保護費の基準改正</li><li>○「青森市障がいのある人もない人も共に生きる<br/>社会づくり条例」(平成29年4月1日)</li><li>○「青森市男女共同参画推進条例」の施行(平成<br/>30年4月1日)</li><li>○青森市の高齢化率の推計 H27…28.5%、H57…<br/>47.7%</li></ul> |             |   |                                      |